



令和5年 11月 7日 (火)
(2023年)

No. 16015 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆成長戦略に必要な経営理論《知財版》①⑥… (1)

☆オンライン知的財産セミナー (侵害予防調査と
無効資料調査のノウハウ) …………… (8)

成長戦略に必要な経営理論《知財版》①⑥

特許事務所の経営の要諦とスタートアップ 企業の経営に必要なこと (その8)

正林国際特許商標事務所
所長 弁理士 正林 真之

1. はじめに

一弁理士で劇的に稼ぐことは不可能である—
こんなことを言うと、これから弁理士を目指して
一発当ててやろうと思っている人とか、定年後に独
立して裕福に暮らそうと考えている方には本当に申
し訳ないが、今の弁理士資格というのは、基本的には
「決して大金持ちになることができない資格」で
あるといっても過言ではない。実際、特許事務所と

いうのは、あまり儲からない事業である。

それはもちろん、ゴージャスに暮らしている弁理
士もときたま目にするし、いわゆる出願権利化業務
(プロセキューション)に偏った手数料ビジネスから
脱して新しいビジネスモデルの下でやっているよう
な弁理士の中には、どこからどう見ても“金持ち弁
理士”としか呼ぶことのできないような弁理士も存
在するだろう。しかし、それはほんの一握り、いや

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com